

議案第36号

米原市介護保険条例の一部を改正する条例について

米原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

介護保険の保険料率の改定、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行および地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市介護保険条例の一部を改正する条例

米原市介護保険条例（平成17年米原市条例第116号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第4章 地域包括支援センター（第5条～第7条）

第5章 保険料（第8条～第16条）

第6章 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者（第17条）

を

第7章 介護保険運営協議会（第18条～第21条）

第8章 罰則（第22条～第26条）

第9章 雑則（第27条）

」

「

第4章 保険料（第5条～第12条）

第5章 指定地域密着型サービス事業者等（第13条）

第6章 介護保険運営協議会（第14条～第17条） に改める。

第7章 罰則（第18条～第22条）

第8章 雑則（第23条）

」

第2条中「第50条」を「第50条第1項および第2項」に、「同条各号」を「同法第49条の2各号」に改める。

第3条中「第60条」を「第60条第1項および第2項」に、「同条各号」を「同法第59条の2各号」に改める。

第4章を削る。

第5章中第8条の前に次の1条を加える。

（保険料率）

第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号

に掲げる者 35,400円

- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 53,160円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,160円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,720円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 84,960円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イまたは第10号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 92,040円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イまたは第10号イに該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 106,200円

ア 合計所得金額が190万円以上240万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イまたは第10号イに該当する者を除く。)

- (9) 次のいずれかに該当する者 113,280円

ア 合計所得金額が240万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 120,360円

ア 合計所得金額が290万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 127,440円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,920円とする。

第8条を削り、第9条を第6条とする。

第10条第3項中「ロもしくはハ」を「ロもしくはニ」に、「または第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロまたは第9号ロ」に、「第6号までの」を「第9号までの」に改め、同条第4項中「1円」を「10円」に改め、同条を第7条とする。

第11条を第8条とし、第12条を第9条とする。

第13条を削り、第14条を第10条とし、第15条を第11条とする。

第16条第1項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、第1号被保険者ならびにその世帯の世帯主および世帯員に対し、保険料の賦課徴収に関し必要な事項について申告または報告をさせることができる。

第16条を第12条とする。

第5章を第4章とする。

「第6章 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「第6章 指定地域密着型サービス事業者等」に改める。

第17条の見出し中「および指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「等」に改め、同条第2項中「および第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号および第115条の22第2項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項に規定する者は、暴力団(米原市暴力団排除条例(平成23年米原市条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

第6章中第17条を第13条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第18条を第14条とし、第19条から第21条までを4条ずつ繰り上げる。

第7章を第6章とする。

第8章中第22条を第18条とし、第23条から第26条までを4条ずつ繰り上げる。

第8章を第7章とする。

第9章中第27条を第23条とする。

第9章を第8章とする。

付則に次の4項を加える。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

- 12 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防および生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 13 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 14 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 15 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条および第3条の改正規定 平成27年8月1日

(2) 第5条の改正規定(同条第2項を加える部分に限る。) 規則で定める日

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の米原市介護保険条例第5条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

米原市介護保険条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>米原市介護保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 保険料 (第5条～第12条)</u></p> <p><u>第5章 指定地域密着型サービス事業者等 (第13条)</u></p> <p><u>第6章 介護保険運営協議会 (第14条～第17条)</u></p> <p><u>第7章 罰則 (第18条～第22条)</u></p> <p><u>第8章 雑則 (第23条)</u></p> <p>付則</p> <p>第1条 略</p> <p>(居宅介護サービス費等の額の特例)</p> <p>第2条 介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。) <u>第50条第1項および第2項の規定により読み替えられた同法第49条の2各号に定める規定する割合は、規則で定める。</u></p> <p>(介護予防サービス費等の額の特例)</p> <p>第3条 <u>法第60条第1項および第2項の規定により読み替えられた同法第59条の2各号に定める規定する割合は、規則で定める。</u></p> <p>第4条 略</p>	<p>米原市介護保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 地域包括支援センター (第5条～第7条)</u></p> <p><u>第5章 保険料 (第8条～第16条)</u></p> <p><u>第6章 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者 (第17条)</u></p> <p><u>第7章 介護保険運営協議会 (第18条～第21条)</u></p> <p><u>第8章 罰則 (第22条～第26条)</u></p> <p><u>第9章 雑則 (第27条)</u></p> <p>付則</p> <p>第1条 略</p> <p>(居宅介護サービス費等の額の特例)</p> <p>第2条 介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。) <u>第50条の規定により読み替えられた同条各号に定める規定する割合は、規則で定める。</u></p> <p>(介護予防サービス費等の額の特例)</p> <p>第3条 <u>法第60条の規定により読み替えられた同条各号に定める規定する割合は、規則で定める。</u></p> <p>第4条 略</p> <p><u>第4章 地域包括支援センター</u></p>

第4章 保険料

(保険料率)

第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 35,400円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 53,160円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,160円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,720円

(地域包括支援センター)

第5条 市は、市民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するため、法第115条の45第2項の規定により、米原市地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務)

第6条 センターは、次の各号に掲げる事業を業務とする。

- (1) 法第115条の44第1項第1号から第4号までの事業
- (2) 法第115条の44第2項第1号から第4号までの事業
- (3) 法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業
(地域包括支援センター運営協議会の設置)

第7条 第5条のセンターの管理および運営に資するため、地域包括支援センター運営協議会を置く。

2 協議会の組織等に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 保険料

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,800円

(6) 次のいずれかに該当する者 84,960円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イまたは第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 92,040円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イまたは第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 106,200円

ア 合計所得金額が190万円以上240万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イまたは第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 113,280円

ア 合計所得金額が240万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 120,360円

ア 合計所得金額が290万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 127,440円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額武課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,920円とする。

(保険料率)

第8条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 24,516円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 30,648円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,972円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 61,296円

(5) 次のいずれかに該当する者 76,620円

第6条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および(1)に係る者を除く。)、ロもしくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロまたは第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額と

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 91,944円

ア 合計所得金額が190万円以上380万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(7) 前各号のいずれにも該当しない者 107,268円

第9条 略

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第10条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および(1)に係る者を除く。)、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロまたは第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

する。

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第8条・第9条 略

第10条・第11条 略

(保険料に関する申告等)

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況ならびに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第1号被保険者ならびにその世帯の世帯主および世帯員に対し、保険料の賦課徴収に関し必要な事項について申告または報告をさせることができる。

第5章 指定地域密着型サービス事業者等

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

第11条・第12条 略

第13条 削除

第14条・第15条 略

(保険料に関する申告等)

第16条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況ならびに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者ならびに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者ならびに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の全てが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項または第3項の給与支払報告書または公的年金等支払報告書)または米原市国民健康保険税条例(平成17年米原市条例第50号)第14条の申告書が市長に提出されている場合においては、この限りではない。

第6章 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サー

(指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準)

第13条 略

2 法第78条の2第4項第1号、第115条の12第2項第1号および第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

3 前項に規定する者は、暴力団（米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であつてはならない。

第6章 略

第14条～第17条 略

第7章 略

第18条～第22条 略

第8章 略

第23条 略

付 則

1～11 略

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

12 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防および生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、市長が定める日の翌

ビス事業者

(指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)

第17条 略

2 法第78条の2第4項第1号および第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第7章 略

第18条～第21条 略

第8章 略

第22条～第26条 略

第9章 略

第27条 略

付 則

1～11 略

日から行うものとする。

13 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

14 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

15 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条および第3条の改正規定 平成27年8月1日

(2) 第5条の改正規定（同条第2項を加える部分に限る。） 規則で定める日（経過措置）

第2条 この条例による改正後の米原市介護保険条例第8条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。